

●定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について

〔平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会申合せ〕

会員が定年又は任期満了により退任するに際しては、引き続き連携会員として日本学術会議の活動に参画することが必要かつ適当と認められる場合が多いと考えられる。この場合、退任する会員を直ちに連携会員に就任させるためには、連携会員の通常の選考手続によることができず、特別の手続を必要とするので、当面、以下に定める要領に従って選考を行うものとする。

1. 会長は、定年又は任期満了により退任する会員を連携会員に任命するため、この者を連携会員候補者として選考委員会に推薦することができる。
2. 会長は、推薦に先立って、当該会員が所属する部を経由して、当該会員に対し連携会員への就任意思を確認するものとする。
3. 選考委員会は、審議・検討の上、連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
4. 幹事会は、選考委員会から提出された名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
5. 以上の手続によって任命される者の連携会員としての任期は、6年とする。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日日本学術会議第223回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行し、改正後の定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任についての規定は平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和5年9月25日日本学術会議第353回幹事会決定）
この決定は、令和5年10月1日から施行する。